

## 和歌山市コンベンション開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市におけるコンベンションの誘致を推進し、本市への社会的及び経済的波及効果の拡大並びに交流人口の増加を図るため、本市の区域内でコンベンションを開催する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「コンベンション」とは、本市の区域内において開催される学会、会議、大会、見本市等をいう。

(補助対象要件等)

第3条 補助の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものをいう。

- (1) コンベンションを主催する者（第3号及び第7号において「主催者」という。）により当該コンベンションに参加することを認められた者（次号において「参加者」という。）に和歌山県外の都道府県の区域内に居住する者が含まれていること。
- (2) 参加者のうち、和歌山市内の宿泊施設に宿泊する参加者の延べ人数が51人以上であること。
- (3) 主催者が国、地方公共団体又は営利法人その他営利を目的とする事業活動を行っているものでないこと。
- (4) コンベンションの開催にあたり、この要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を和歌山市から受けないこと。
- (5) 特定の宗教活動及び政治活動に関わるものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 主催者の規則その他これに類するものにおいて、開催順序があらかじめ定められているものでないこと。

2 補助金は、前項のコンベンションの主催者に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める算定方法により算定した額（その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、学術研究団体が会員を対象として開催する学会又は総会については、25人以上50人以下の延べ宿泊者があるときは、その宿泊者数に1,100円を乗じて得られた額を補助する。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する事業計画書は別記様式第1号とし、同条に規定する収支予算書は別記様式第2号とする。

2 規則第3条の市長が必要と認める書類は、宿泊予定調書（別記様式第3号）とする。

3 規則第3条の規定による申請は、コンベンションを開催する期間の初日の30日前までに行うものとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、規則第3条の規定による申請に係る参加人数の増減及び宿泊者予定人数の減少（宿泊者予定人数の減少により、補助の対象でなくなる場合を除く。）とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第4号）
- (2) 収支決算書（別記様式第5号）
- (3) 宿泊証明書（別記様式第6号）
- (4) コンベンションが開催されたことを証する写真等

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第3項に係る部分に限る。）は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市コンベンション開催補助金交付要綱第3条第1項第1号及び第7号、第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる補助金の交付の申請について適用し、施行日前にされた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の和歌山市コンベンション開催補助金交付要綱第5条第3項の規定は、平成28年7月1日以後にする補助金の交付の申請について適用し、施行日前にされた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の和歌山市コンベンション開催補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

(和歌山市スポーツ大会・合宿等開催補助金交付要綱の廃止)

- 3 和歌山市スポーツ大会・合宿等開催補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

## 別表（第4条関係）

延べ宿泊者数	補助金額の算定方法
51人以上100人以下	1,100円×延べ宿泊者数
101人以上300人以下	110,000円+1,200円×(延べ宿泊者数-100)
301人以上400人以下	350,000円+1,100円×(延べ宿泊者数-300)
401人以上500人以下	460,000円+1,000円×(延べ宿泊者数-400)
501人以上600人以下	560,000円+900円×(延べ宿泊者数-500)
601人以上	650,000円+800円×(延べ宿泊者数-600)

事業計画書

申請者

住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

コンベンションの名称			
開催時期	年 月 日から 年 月 日まで		
開催する会場の名称及びその所在地			
参加予定人数	県外からの参加者		人
	県内からの参加者		人
宿泊予定人数	県外からの参加者	延べ	人
	県内からの参加者	延べ	人
事業の目的及び内容			

注意事項 宿泊人数については、市内の宿泊施設に宿泊する人数のみ記入してください。



宿泊予定調書

宿泊施設名	宿泊予定日			
	月 日	月 日	月 日	月 日
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
小計	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)	県内から ( 人) 県外から ( 人)
合計	県内から ( 人 ) + 県外から ( 人 ) = ( _____ 人 )			

年 月 日

事業報告書

申請者

住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

コンベンションの名称			
開催時期	年 月 日から 年 月 日まで		
開催した会場の名称			
参加人数	県外からの参加者		人
	県内からの参加者		人
宿泊人数	県外からの参加者	延べ	人
	県内からの参加者	延べ	人
事業の内容			

注意事項 宿泊人数については、市内の宿泊施設に宿泊した人数のみ記入してください。

収支決算書

申請者

住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

収入		支出	
科目	決算額（単位：円）	科目	決算額（単位：円）
合計		合計	



別記様式第6号（第7条関係）

宿泊証明書

コンベンションの名称			
宿泊年月日	年 月 日～ 年 月 日		
延べ宿泊者数	県外から	人	合計 人
	県内から	人	

上記のとおり宿泊があったことを証明します。

年 月 日

所在地

宿泊施設名及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(担当者名 \_\_\_\_\_ )